

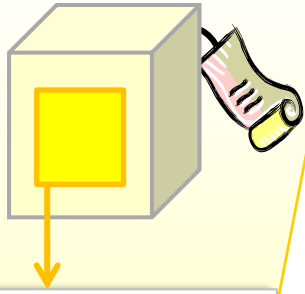
栄養表示に関する調査会 参考資料

平成26年3月26日

現行の栄養表示制度について

第1回栄養表示に関する調査会
資料1 2頁より

販売に供する食品について、栄養成分の含有量の表示や、「〇〇ゼロ」、「〇〇%カット」などの栄養強調表示、栄養成分の機能を表示する場合には、健康増進法に基づく栄養表示基準に従い、必要な表示をしなければならない。



栄養成分表示 1袋(75g) 当たり

エネルギー	390kcal
たんぱく質	5.3g
脂質	19.1g
炭水化物	49.1g
ナトリウム	311mg

① 栄養成分表示（栄養表示基準第2条～第4条）

＜栄養成分表示をする際の必要表示事項＞

- 100g、100ml、1食分、1包装その他の1単位当たりの熱量及び主要な栄養成分の量(一般表示事項という。)を表示。

- 熱量(エネルギー)
- たんぱく質
- 脂質
- 炭水化物(糖質及び食物繊維でも可)
- ナトリウム

＜任意表示事項＞

- 以下の成分については、栄養表示基準に表示の基準が定められている。

- 13のビタミン・11のミネラル
- 飽和脂肪酸
- コレステロール
- 糖類(単糖類又は二糖類であって糖アルコールでないもの)

- (ビタミン) ナイアシン、パントテン酸、ピオチン、ビタミンA、ビタミンB₁、ビタミンB₂、ビタミンB₆、ビタミンB₁₂、ビタミンC、ビタミンD、ビタミンE、ビタミンK、葉酸
- (ミネラル) 亜鉛、カリウム、カルシウム、クロム、セレン、鉄、銅、マグネシウム、マンガン、ヨウ素、リン

- 栄養表示基準で定められていない成分も、科学的根拠に基づく限り、任意に表示して差し支えない。

- コラーゲン
- ガラクトオリゴ糖
- ポリフェノール など

② 栄養強調表示（栄養表示基準第5条～第10条）

栄養強調表示をする場合は、栄養表示基準に定める事項を遵守するとともに、一般表示事項を表示しなければならない。

- 絶対表示(高～、～含有、～ゼロ、～控えめ等)
- 相対表示(～倍、～%カット等)

③ 栄養成分の機能表示（栄養表示基準第2条）

17種類のビタミンやミネラルについては、栄養成分の機能の表示をすることができる。
この場合には、1日当たりの摂取目安量に含まれる栄養成分量が定められた上・下限値の範囲内にある必要がある。

＜適用対象＞

容器包装及び添付文書

＜適用の範囲＞

販売に供する食品(専ら営業者が購入し、又は使用するもの及び生鮮食品(鶏卵を除く。))を除く。

栄養表示の対象成分について

検討課題1－1 食品表示基準に規定する「栄養成分」について

検討課題1－2 義務化の対象成分について

検討課題1－3 ナトリウムの表示方法について

【考え方(案)】

・新基準における栄養成分の表示の在り方については、次の3点を勘案して決定する。

- ①消費者における表示の必要性(国民の摂取状況、生活習慣病との関連、等)
- ②事業者における表示の実行可能性
- ③国際整合性

具体的には、①から③の全ての観点を満たす場合は義務、①の観点を満たす場合は推奨*、①の観点を満たさない場合は任意の表示項目とする。

*推奨とは、全事業者における表示の実行可能性は低いものの、表示の必要性が高いものとして積極的に表示すべきと考えられるもの。(任意ではあるが、その他の任意表示成分よりも優先度が高いものとして規定する。)

【新基準(案)】

義務		エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム
任意	推奨	飽和脂肪酸、食物繊維
	その他	糖類、トランス脂肪酸、コレステロール、ビタミン・ミネラル類

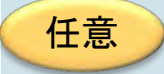
(考え方の詳細については、次頁以下)

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
エネルギー 義務	○エネルギーは食事の内容を評価する最も基本的な指標であり、適正体重を維持(肥満・やせを予防)するためにも必要な情報である¹⁾。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ○合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していると考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン³⁾における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略⁴⁾において、エネルギーバランスの達成、総脂質の摂取低減、食塩の摂取低減が推奨されている。	100%
たんぱく質 脂質 炭水化物 義務	○エネルギーの質を評価するためには、エネルギー源となる三大栄養素(たんぱく質、脂質、炭水化物)に関する情報も必要である。 ○健康・栄養に関する基本的な知識として、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。			100%
ナトリウム 義務	○ナトリウム制限は、高血圧の予防のために意義が大きい。 ○国民の7割以上が、目標量以上を摂取している²⁾。 ○健康・栄養政策として重要度が高く、全ての国民が知っておくべきであると考えられるものである¹⁾。			100%

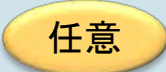
表示義務化に向けて、○は支持要因

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
飽和脂肪酸 	○摂取量が少なくても多くても、生活習慣病のリスクを高くすることが示唆されている。 ○国民のうち、目標量の範囲を外れる人が半数近く存在している ²⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、飽和脂肪酸の摂取低減や不飽和脂肪酸への切替が推奨されている。	67%
食物繊維 	○食物繊維の摂取不足は、生活習慣病(特に心筋梗塞)の発症に関連すると報告されている。 ○国民の半数以上が、目標量を摂取できていない ²⁾ 。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	95%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

新基準(案)	消費者の必要性	事業者の 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
糖類 	●日本人の摂取量が十分に把握されておらず(日本人における科学的根拠が乏しい)、食事摂取基準が示されていない ⁵⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	○コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項である。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、遊離糖類の摂取低減が推奨されている。	0%
トランス脂肪酸 	●日本人の大多数のトランス脂肪酸摂取量は、WHOの目標(総エネルギー摂取量の1%未満)を下回っており、通常の食生活では健康への影響は小さいと考えられる ⁶⁾ 。 ○脂肪の多い菓子類や食品の食べすぎなど偏った食事をしている場合は摂取量が高くなる可能性があると考えられ、食事摂取基準 ⁵⁾ では、工業的に生産されるトランス脂肪酸は、すべての年齢層で少なく摂取することが望まれるものとしている ¹⁾ 。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ において、「摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では表示を検討すべき」とされている。 ○栄養表示を義務化しているほとんどの国で義務表示とされている。 ○WHO世界戦略 ⁴⁾ において、トランス脂肪酸の排除が推奨されている。	0%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

新基準(案)	消費者における必要性	事業者における 実行可能性	国際整合性	(参考)日本食品 標準成分表2010 の数値掲載率
コレステロール 	●国民のうち、摂取量が目標量を外れる人は少ない ²⁾ 。	○誤差の許容範囲に縛られない合理的な推定による計算値方式等での表示値の設定が可能である。 ●一般表示事項(エネルギー、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム)に比べ、合理的な推定を行うための書籍、文献等が充実していないと考えられる。	●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。 ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	97%
その他 (ビタミン類、ナトリウムを除くミネラル類) 	●生体の機能の維持に欠かせない成分であるが、バランスのよい食生活をしていれば、欠乏症等のリスクは小さいと考えられる。 ●栄養成分を強化、添加したことを謳う食品等については、現行どおり含有量表示を必須とする必要があると考えられるが、全ての食品にとって義務的に表示が必要な情報とは言い難い。		●コーデックス委員会の栄養表示ガイドライン ³⁾ における必須表示事項ではない。 ●諸外国において、義務表示とされている国は少ない。(義務表示の場合も、一部の成分のみ。) ●WHO世界戦略 ⁴⁾ において言及されていない。	ビタミン 27%~100% ミネラル 27%~100%

表示義務化に向けて、○は支持要因、●は不支持要因

- 1) 消費者庁: 栄養成分表示検討会報告書(平成23年)
- 2) 消費者庁: 第5回栄養成分表示検討会資料
- 3) コーデックス委員会: 栄養表示に関するガイドライン(CAC/GL 2-1985, 2012年改訂)

- 4) WHO: 「食事、身体活動、健康に関する世界戦略」(2004年)
- 5) 厚生労働省: 日本人の食事摂取基準(2010年版)
- 6) 食品安全委員会: 「食品に含まれるトランス脂肪酸」評価書(平成24年)

【背景】

栄養成分表示検討会報告書(平成23年8月23日・消費者庁)において、「『ナトリウム』と表示することは科学的に正確であるが、消費者にとってみると、ナトリウム含有量のみの表示から食塩相当量を理解することは難しいという指摘もある。我が国では、食塩相当量を用いた栄養指導が一般的に行われており、消費者にはナトリウムよりも食塩相当量の方がなじみが深い。消費者の理解しやすさという観点からは、ナトリウムの表示方法をさらに検討すべきである。」とされている。

(参考)食塩相当量(g) = ナトリウム量(mg) / 1,000 × NaCl(58.5) / Na(23) ÷ ナトリウム量(mg) / 1,000 × 2.54

【考え方(案)】

- ・「消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保」という食品表示法の目的を踏まえ、ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」とする。
- ・コーデックス委員会の栄養表示ガイドラインでは、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で『食塩』として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されているが、食品中のナトリウムは、食塩(NaCl)以外の形態で存在していることがあるため、「食塩」ではなく「食塩相当量」と表示することが適当である。

(参考)厚生労働省の推進する健康栄養施策は「食塩(食塩相当量)」が基本とされており、例えば、「日本人の食事摂取基準」の目標量は、「食塩相当量」として設定されているほか、健康日本21(第2次)の目標として、「食塩摂取量の減少」が掲げられている。

<新基準(案)のポイント>

ナトリウムの表示は、消費者になじみが深い「食塩相当量」に代える。

(参考) 栄養成分表示をめぐる国際的な動向

	CODEX	栄養成分表示が義務の国・地域の例								日本	
		米国 カナダ	韓国	アルゼンチン ウルグアイ パラグアイ ブラジル	香港	台湾	オーストラリア ニュージーランド	EU※4	中国	新基準案	現行制度 (任意)
エネルギー 炭水化物 たんぱく質 脂質	必須	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	必須※6
ナトリウム	必須※1※2	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務 (食塩)	義務	義務 (食塩相当量)	必須※6
飽和脂肪酸	必須※1	義務	義務	義務	義務	義務	義務	義務	任意	推奨	任意
糖類	必須※1	義務	義務	任意	義務	任意	義務	義務	任意	任意	任意
トランス 脂肪酸	任意※3	義務	義務	義務	義務	義務	任意	任意	義務※5	任意	任意
コレステ ロール	任意	義務	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意
食物繊維	任意	義務	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	推奨	任意
ビタミンA ビタミンC カルシウム 鉄	任意	義務	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意	任意

※1 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、栄養表示を行う場合、必ず表示すべき事項として、ナトリウム、飽和脂肪酸、糖類が追加された。

※2 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において新規事項として追加され、「各国において、総ナトリウム量を食塩相当量で「食塩」として表示することを決定することも可能である」旨が脚注に記載されている。

※3 第34 回コーデックス委員会総会(2011年7月)において、「トランス脂肪酸の摂取量の水準が公衆衛生上の懸念となっている国では、栄養表示においてトランス脂肪酸の表示を考慮する必要がある」旨が脚注に追加された。

※4 2011年12月に食品ラベルに関する新規則「消費者に対する食品情報の提供に関する規則」が発効され、栄養表示は5年の猶予期間を経て義務化される予定である。

※5 水素添加又は部分水素添加をしている油脂が使用されている食品については、トランス脂肪酸の含有量を表示しなければならない。

※6 栄養表示をする場合に表示が必須であるもの